

(社)広島県宅地建物取引業協会

◇ 定住促進に関する事業

平成18年9月15日に広島県と「交流・定住相談等に関する協定」を締結しました。その後各市町との協定を進めているところですが、これらは公益目的事業の一環として実施されている定住促進事業です。

協定を締結した市町は、不動産オンライン広島を利用することが可能になります。市町は一般消費者から空き家情報を募集しており、不動産オンライン広島に直接物件登録する場合がございます。

◇ 定住促進用物件について

定住促進用物件とは、市町自ら不動産オンライン広島を通じて登録した物件をいいます。この場合、問い合わせ先が市町となっており、顧客を紹介し、契約が成立した場合は、仲介手数料を受領することができます。顧客がいる場合は、直接市町へお問い合わせください。

※定住促進用物件を不動産会社が広告宣伝することはできません。

※市町は、宅地建物取引業の免許を有していないため、契約等に関する手続きは不動産会社が行います。

◇ 定住促進用物件の仲介手数料について

- ・ 売買の場合、買主から仲介手数料を受領し、売主から受領してはならない。
- ・ 賃貸の場合、借主から仲介手数料を受領し、貸主から受領してはならない。
- ・ いずれも顧客を紹介した不動産会社が他にいる場合は、折半とする。

◇ 定住促進事業に関するお問い合わせ先

(社)広島県宅地建物取引業協会

広島県不動産流通センター

TEL. 082-243-9507 FAX. 082-243-9915